

令和5年度第1回

地域包括支援センターの運営に関する専門委員会会議録

と き 令和5年11月2日（木）

ところ 小金井市市民会館萌え木ホール

令和5年度第1回地域包括支援センターの運営に関する専門委員会

日 時 令和5年11月2日(木)

場 所 小金井市市民会館萌え木ホール

出席者 <委員>

齋藤 寛 和 貞包 秀 浩

高橋 信 子 平田 晋 一

益田 智 史 横須賀 康 子

<保険者>

平岡 高齢福祉担当課長

田村 包括支援係長

濱松 介護福祉課主査

西澤 介護保険係長

小金井きた地域包括支援センター

小金井ひがし地域包括支援センター

小金井みなみ地域包括支援センター

小金井にし地域包括支援センター

欠席者 <委員>

市川 一 宏

高橋 秀 樹

田代 誠 子

山岡 聡 文

傍聴者 0名

議 題 (1) 令和4年度地域包括支援センター事業報告・決算について

(2) 令和6年度制度改正について

(3) その他

開 会 午前10時00分

(介護保険係長) では、定刻より少し過ぎましたが、始めさせていただければと思います。開会に当たりまして、事務局より3点、事務連絡をさせていただきます。

まずは、欠席委員についてでございます。山岡委員、田代委員、高橋(秀)委員から御欠席の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

2点目が会議録の関係となります。会議録作成の関係上、発言に際しましては、御面倒ですが、御自身のお名前を先におっしゃってからの御発言をお願いいたします。

3点目です。会議の傍聴の関係です。介護保険運営協議会規則第11条により、協議会及び委員会は公開するとされております。この規定に基づきまして傍聴席を用意しておりますので、あらかじめ御了承ください。

事務連絡は以上となります。

それでは、齋藤委員長、よろしく願いいたします。

(委員長) 皆さん、おはようございます。11月、暖かい日を小春日和と言いますけれども、今日は夏日になりまして、大夏日和という感じでございますね。熱い議論をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和5年度介護保険運営協議会、第1回地域包括支援センターの運営に関する専門委員会を開催したいと思います。

それでは、事務局から本日の資料の確認をお願いしたいと思います。

(包括支援係長) 包括支援係長です。本日の資料は、次第に記載しています、事前に郵送させていただいた4点となります。不足等ございましたらお申し付けください。

あと、机上に「お元気サミット・介護みらいフェス」と書いてあるチラシと、小金井市地域包括支援センターの御案内のある保険証入れを皆さんに配付させていただいております。こちらは後ほど説明をさせていただきます。

事務局からは以上です。

(委員長) 資料の過不足はないですか。大丈夫ですね。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

議題1、令和4年度地域包括支援センター事業報告・決算についてに入ります。

まず、事務局から説明をお願いします。

(包括支援係長) 包括支援係長です。着座にて失礼いたします。

それでは、資料1から3について説明いたします。

まず、資料1を御覧ください。令和4年度小金井地域包括支援センター事業年報についてです。こちらの資料は、毎月各地域包括支援センターから提出していただいている地域包括支援センター事業月報を12か月分まとめまして、昨年度及び各地域包括支援センターで数字が比較できるようにしているものです。

1ページのうち、統合相談支援業務を見てください。各相談支援内訳の数が、令和4年度は令和3年度に比べ減少しております。こちらは、令和4年度より相談を受けた際のカウントの仕方を全包括でそろえたことにより数字上は減少していますが、令和4年度の新規相談者数は増加しており、各地域包括支援センターとも、様々な課題を抱えた高齢者の相談に丁寧に対応して下さっております。

次に、4ページの6、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務のところを御覧ください。

(2) ケアマネジャーに対する支援のところ、こちらは包括によりばらつきが多くなっておりますが、どの包括もケアマネジャー支援はとてもきめ細やかにやっております。こちらの項目のカウントの仕方につきましても、今後そろえていきたいと考えております。

次に、5ページを御覧ください。

まず1点、修正をお願いいたします。7、地域介護予防活動支援事業の、(1) 小金井さくら体操活動支援、管理会場のところ。イ、職員による海上支援の「海上」が間違えておりました。正しくは「会場」となります。お手数ですが、訂正をお願いいたします。

小金井さくら体操管理会場は、参加者の要件変更により参加者の状況把握をより丁寧に行うため、令和4年度よりリハビリテーション職があります市内の通所介護事業所に会場管理を委託し、実施しております。そのため各地域包括支援センターの管理会場の会場支援は、令和3年度に比べて減少しております。

資料1は以上になります。

続きまして、資料2を御覧ください。令和4年度小金井市地域包括支援センター事業報告についてです。事務局から、それぞれの事業について簡単に説明させていただきます。

事業1、総合相談・支援業務、2、虐待防止・権利擁護につきましては、事業名のとおりとなっております。

続きまして、事業3、包括的・継続的ケアマネジメントですが、こちらは相談や研修等を通して地域のケアマネジャーのサポート等をしていただいている事業になります。

事業4、介護予防把握事業。こちらの事業は、要支援認定者で認定結果が出てから6か月間が経過し、介護サービスの利用がない方を市で各地域包括支援センターごとにリスト化しまして、対象者に対して各地域包括支援センターから直接アプローチしてもらうことにより、未利用の理由を把握した上で適切な介護サービスに結びつける、または介護予防に関する相談会の実施や催し等の情報提供により参加を促すなどして、介護予防への参加を図るものとなっております。

こちらの事業は開始して4年経過しましたが、未利用の理由は、住宅改修をしたかったため、福祉用具を購入するため、不要となった等の理由が把握できております。また、介護予防に関する情報提供の機会が拡充したこと等により、こちらの事業は令和5年度より休止しています。

続きまして、めくっていただいて事業5、介護予防支援（予防給付）です。こちらの事業は、要支援認定者のうち、福祉用具や訪問看護等のサービスを利用する総合事業対象者以外の方のプラン作成状況となっております。

事業6、介護予防ケアマネジメント（総合事業）です。こちらは、デイサービスやヘルパーのサービスのみを利用する総合事業対象者のプラン作成状況となっております。

事業7、地域介護予防活動支援事業は、主にさくら体操支援に関する取組となっております。

事業8、認知症総合事業は、認知症に関して各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しておりますので、その推進員の取組を含めたセンターの取組になります。

事業9、生活支援体制整備事業です。こちらは住民主体でインフォーマル

サービス等の整備を図り、社会参加や生活をサポートできるような仕組みを構築する事業で、これを支援するために、生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに配置しています。その生活支援コーディネーターの取組を含めたセンターの取組になります。

事業10、医療と介護連携事業です。こちらは、医療と介護の連携を促進するため、多職種研修会へ参加したり、地域の医療機関を回る等の活動をしているものになります。

事業11、地域ケア会議です。地域の課題を抽出し、その課題の解決を検討していく会議を地域ケア会議としておりますが、こちらはその地域ケア会議の開催等の状況となっております。

次に、資料3を御覧ください。こちらも例年提出していただいている、決算に関する資料となっております。各項目の事業につきましては、先ほどの説明と重複するところも多いので、省略させていただきます。

資料2、資料3の詳細につきましては、この後、各地域包括支援センターより説明をさせていただきたいと思います。

事務局からの説明は以上になります。

(委員長) ありがとうございます。

今の事務局の説明に、御質問ございますか。

(横須賀委員) 横須賀です。4の介護予防把握事業、令和5年から休止すると市のほうからも御連絡があったんですけども、今まで要支援を受けてアプローチした方で、支援を受けるようになった方の数はどうなんでしょうか。私は一般的に見て、お仕事は大変だと思うんですけども、どうですか、受けませんかと言われたら重い腰を上げる方もいらっしゃるんじゃないかなと思ったんですけども、実際にアプローチして受けるようになった方というのは、あまりいらっしゃらないのでしょうか。

(委員長) 事務局、いかがでしょうか。廃止になってしまった理由ということですかね。

(横須賀委員) そうですね。少ないと言うんですけども、少なくとも、何人かいらっしゃれば大事ではないかなと思いました。

(委員長) どうでしょう。

(包括支援係長) 包括支援係長です。各包括支援センターに要支援認定者で

サービスを利用していない方についてのアプローチなんですけれども、アプローチをすることによってサービスにつながった方もいらっしゃるということでは効果があると思うんですけれども、令和5年度から新たに事業の見直しをしまして、こちらの事業は一旦休止ということにさせていただいております。ただ、今後も様々な機会を通じて、認定をお持ちの方には介護予防に取り組む普及啓発はしていきたいと思っていますところです。

すみません、回答になっていなかったら申し訳ないです。

(横須賀委員) 横須賀です。具体的に担当のところの包括支援センターから御連絡があれば反応がしやすいんじゃないかなと私は思うんですね。ですから包括支援センターの方にお聞きしては……、いいですか。どうなんでしょうか。

(委員長) どなたか、いかがですか。

(きた地域包括支援センター) きた包括支援センターの高野です。

事業は終了してはいますが、認定情報のリスト、結果が出たときに包括では要支援の方のリストが上がってきまして、そこで少し状態を待った後に、お電話をかけて、サービスの御利用はいかがですかということの確認はしておりますので、事業は終わっても、そういったフォローは今後も継続していくということです。

お答えになっていきますでしょうか。

(横須賀委員) よろしくお願ひします。

(委員長) よろしいですか。

(横須賀委員) はい。

(委員長) サービス利用のプロモーションというか、それは電話で続けていかれるということですので、まあ、安心かなと思います。ありがとうございました。

ほかに、何かございますか。

(高橋(信)委員) 資料2なんですけれども、この表の「主な数字実績」というのは、延べ件数と考えてよろしいのでしょうか。

(委員長) これは、どなたに。

(包括支援係長) 包括支援係長です。この主な数値の実績は、高橋委員がおっしゃいましたように延べ回数になっております。

(高橋(信)委員) いつも延べと書いてあったと思うんですけども、今回その言葉がなかったので、ちょっと確認させていただきました。

(包括支援係長) ありがとうございます。次回以降、気をつけたいと思います。

(委員長) ありがとうございます。

ほか、大丈夫でしょうか。

今回のように各項目を説明していただくということは、今までありましたっけ。

(包括支援係長) はい。一応させていただいておりました。

(委員長) そうですか、失礼しました。私、こっちからこっちへ抜けていたようです。

それでは、各地域包括支援センターからの発表をお願いしたいと思います。全部の地域包括支援センターの発表が終わってから、質問、意見等の時間をもちたいと思います。

まずは、きた包括さんからお願いしたいと思います。

(きた地域包括支援センター) 小金井きた地域包括支援センターの高野と申します。よろしくお願いいたします。

お手元に資料2を置いた状態でお聞きいただければありがたいです。令和4年度きた包括支援センターの事業について報告させていただきます。

きた包括支援センターでは、記載のと通りの人員配置で、圏域内の高齢者の方々の計画全般の相談、支援、関係機関や地域の方との連携に努めております。令和4年度、きた包括で行った支援の中で特に力を入れたことについて、まず御説明をしていきたいと思います。

裏面になりますが、事業9番、生活支援体制整備事業から御説明をさせていただきます。もともと月1回有志が集まっていた「ないまぜの会」が、2層協議会に位置づけられました。協議会として位置づけることの一番の狙いは、単なる情報交換にとどまらず、地域のための活動を一緒に行うことで互いの関係をさらに評価するとともに、志を同じくする仲間を増やすということです。具体的な目標としては、地域防災をテーマにした「梶野公園まつり」への参加、それをきっかけにした梶野町との関係づくり、さらに梶野町会での自主防災組織立ち上げ支援といったことを上げました。

梶野公園まつりでは、認知症高齢者検索のためのアプリ「みまもりあい」普及のため、イベントを実施しました。アプリのインストールには、地域の携帯ショップに御協力をいただきまして、梶野町会長には検索対象者として御参加いただきました。

梶野公園まつり参加について相談する中で、協議体参加者同士の横のつながりも深まりました。梶野町にあるデイサービスからも、機能訓練の時間を利用して利用者さんにお仕事していただくことで、社会貢献の機会を提供できないかといった申出もあり、包括が仲介し、他圏域ではあるのですが、包括でニュースを出している包括さんもあるので、そのポスティング業務を一部請け負うことになり、それは現在も続いております。今後も、このような地域とのつながりを大事に、包括も関わっていこうと思っております。

次に、さくら体操の自主グループがそれぞれ活動しているんですけども、リーダー同士の交流、意見交換の機会がなく、運営上の困り事などを率直に話し合う場として、リーダー連絡会を発足させました。グループを超えた協力関係が築けた、問題解決のヒントを得られたなどの声を聞くことができました。

それと、LINEについてですけども、みなみ包括さんに続いて、公式LINEを9月から開始しました。当初は毎週水曜日の発信でしたけれども、地域の要望も増え、イベントの開催や参加の呼びかけなど、定期以外の発信も増えていきました。また、スマホに不慣れな高齢者もまだまだいらっしゃいますので、地域にある携帯ショップと連携し、シニア向けのスマホ教室の案内も公式LINEで行いました。

次に、認知症カフェについてなんですけれども、桜町オレンジカフェという名前で毎月開催しております。これは認知症推進委員との協働で令和3年3月から月1回のペースで開催しているんですけども、毎回20名程度の参加をいただいております。コロナの感染が拡大しているときには控えていた飲食の提供も再開しているんですけども、手をつけずに持ち帰られる方のほうが多い状況でした。

毎回、ミニ講座やレクリエーション、介護予防、ストレッチなどのプログラムを組んでいます。ミニ講座で関心が高いテーマについては、オレンジカフェとは別に新たな講座を設けることになり、令和5年度には「暮らし講座」

を開催することにつながりました。実際、令和5年度には2回開催しております。

次に、お金に関する困り事については、圏域内のサロンや協議体に出向き、聞き取りを行い、意見交換を実施しております。

続きまして、また1枚目に戻っていきますが、事業報告1、総合相談・支援業務についてです。相談内容で精神疾患に対する相談が増えていまして、対応、解決までに長期化するケースがありました。もともと精神疾患の既往があり、高齢となってさらに認知症も発症してしまい家族が困っているケースであったり、同居家族に精神疾患があつて、病状が悪化していても受診を拒否して膠着状態が続くといったケースも相談が多かったです。かかりつけ医や専門の医療関係、関係機関との連携を図りながら対応していきました。

また、コロナで救急搬送され、回復して退院について本人と面談をしたところ、独居で家族とは疎遠、自宅がごみ屋敷状態、経済的な問題があり支払が心配といった病院からの相談を受けることもありました。これらについては、2の虐待防止・権利擁護事業とも関連し、市権利擁護センターとも連携を取りながら対応していきました。

続きまして、事業の5番、6番になります。次の裏のページですね。これはケアプランに関することなんですけれども、記載のとおり、昨年度に比べて予防プランが275件、総合事業のプランが35件増えています。きた包括は4包括の中で一番プラン数が多く、プランナーを配置していますけれども、なかなか厳しい状況です。委託事業者は横ばいのため、直プランの数が増え続けています。委託事業の業務の比重も高まり、業務の効率化を図りながら、何とかやりくりしている状況です。

最後に、11番の地域ケア会議についてですけれども、C型の短期集中サービスの会議が年4回、そのほかに個別地域ケア会議を3回開催いたしました。

個別地域ケア会議では、介護保険のサービスにこだわらず、地域のサロンや公民館で行っている趣味活動、体操などのインフォーマル資源を紹介しました。介護保険とは違い、地域の活動には送迎がなく、自力で通わなければなりません。同じ活動のお仲間であったり、御家族のサポートなどで、本人が望む活動への参加につながったケースもありました。また、ボランティ

アとして地域の小学校でベルマークの整理作業に関わっていただくことになった方もおります。今後も、ちょっとした困り事をすぐに公的なサービスで補うのではなく、地域の力、資源を活用できる体制をとっていきたいと思っております。

簡単ではありますが、以上、きた包括支援センターの令和4年度事業報告とさせていただきます。

(委員長) ありがとうございます。

続きまして、みなみ包括さん、お願いします。

(きた地域包括支援センター) 収支の報告も一緒に。

(委員長) ああ、収支もやるんだっけ。では、収支を続けてお願いします。

(きた地域包括支援センター) 社会福祉法人聖ヨハネ会のスズキと申します。小金井きた包括支援センターの昨年度収支について報告をいたします。

資料3の左上の表、あと細かくついているA3サイズの横長の表を御覧いただければと思います。

まず、収入の御報告です。1番から3番の委託料に関しては、令和3年度と比べて基本的に変更ございませんでした。1番の包括支援センター委託収入が45万6,000円減っているというのは、普及啓発活動に関する予算が4包括の輪番制でついていた関係で、令和4年度はきた包括ではない包括についていたということで、45万6,000円減っている形となります。

収入の4番のところ、介護予防支援予防給付プラン直営、こちらは100万円ほど収入が増加しております。先ほど高野が申し上げましたとおり、直営の予防プラン件数が増加しており、100万円収入が増加している形となります。同じく6番の総合事業、ケアマネジメント収入のほうも、直営のプランが増加して収入が増加している形になります。

収入の報告は以上になります。

次に支出ですが、人件費はここに示しているとおりでございます。常勤換算6.6名体制で、昨年度の事業を行わせていただきました。

事務費に関しては、それほど変わりありません。

事業費に関しては、13万2,000円膨らんでおりまして、こちらは保健衛生ですね。コロナが今年度、2類から5類に変更になりましたが、昨年度は引き続き保健衛生費に支出が多くかさんだという状況になります。

4番の維持管理費も、83万2,000円増加しております。こちらは主に水光熱費、あとは燃料費ですね。その辺の高騰がこの数字となって表れているかと思います。

その他の支出では、36万4,000円減少となっております。こちらは法人の運営費であったり、また業務委託費であったり、あとは事業継続のための資金ということで、ここに計上させていただいております。

以上、きた包括の収入支出の報告となります。

(委員長) ありがとうございます。

これは両方で7分という計算なんですか、予定では倍かかりましたので、次からちょっと考えていただければと思います。

続けて、みなみ包括からお願いします。

(みなみ地域包括支援センター) 小金井みなみ地域包括支援センターの田口と申します。よろしく願いいたします。

私からは、令和4年度の事業報告をさせていただきます。きた包括センターと重複するところは、少し割愛しながら御説明させていただきます。

資料2、みなみ包括の事業報告を御覧ください。

職員配置につきましては、令和2月から看護師1名が常勤から非常勤に勤務形態の変更がありました。そのため、令和5年度にはなりますが、本年8月から常勤1名の職員を採用しております。

令和4年度、みなみ包括としては、各関係機関と連携し支援してきていた7つの基本方針を掲げました。そのため、特に新しい取組というよりは、今年度実施できるよう準備してきた内容となっております。

事業1から3については、先ほど、きた包括の高野さんからお話があったように、やはり精神疾患を抱えている方が多くなっているかと思います。また、2025年問題、8050問題に直面していることを実感した年でもありました。そういった意味で、包括だけでは本当に大変で、特にみなみ包括はお金に困っている方も多いところになりますので、生活保護や居住の問題など、社会福祉協議会の方と連携したケースも増えています。そのため、相談件数は令和3年度より減ってはおりますが、対応に時間がかかっているケースが、みなみも多くなっております。

また、2の虐待防止・権利擁護については、特に高齢者虐待ケース、介護

者の方の理想やこだわりなど、そういったところに起因することも多く見られ、市や関係機関との会議を何度もされたり、その調整、その対応に時間を取りました。

3、包括的・継続的ケアマネジメントにつきましては、ケアマネジャーさんからの相談が増えている状況です。先ほど田村係長からもお話があったように、現行の数値については見直しが必要になってきますが、主にみなみは3年度より増えている要因といたしまして、複合化している問題というのは包括でも感じているんですけども、ケアマネジャーさんが対応する利用者の方も同じように増えているということで、包括に相談をいただく機会が増えた。もう1点は、みなみ圏域には1人のケアマネジャーさんの事業所が5名と、こういうことが考えられます。

次に、5番、6番の予防給付、総合事業プランの総数も年々増えている状況です。みなみは4圏域で一番高齢化率が高いところではありますが、比率でいうと総合事業プランの件数が減って、予防プランの件数が増えているということです。総合事業プランは、ヘルパーさんのデイサービスなどの利用に限られますが、訪問看護や福祉用具、市の配食利用が必要となったことが、予防給付が増えた要因と考えられます。

8番、認知症総合事業から2点御報告いたします。

1点目は、認知症サポーター講座になります。認知症サポーター講座については、市と4包括、キャラバンメイトの方で協力して実施していますが、こちらも年々開催数が増えている状況です。イトーヨーカ堂での認知症サポーター講座については、開催方法や日程調整をみなみ包括が窓口となって行っていますが、イトーヨーカ堂については高齢者の方も多く利用する場所ですので、職員の方々が認知症への理解が深まることで、認知症によって住み続けることができる町につながるのではないかと思います、心強く感じています。

また、開催についても、毎回、回数を増加したいという御依頼もございました。イトーヨーカ堂さんだけに限らず、住民の皆様も関心の高いこととなりますので、今後の開催については認知症推進員以外にもさらに協力が必要かと思っております。

2点目は、認知症カフェになります。令和5年度になりますが、2か所の立ち上げを支援しています。1つ目は、令和4年度に自治会やボランティア

の方、J K Kさんと協議を重ね、住民の方が主体となることができるよう、今年の4月より貫井団地の集会所で、認知症カフェを2か月に一度開催しております。こちらは毎回25名ぐらいの方が参加していただいている状況です。

2つ目は、今年11月7日から始まるんですけども、サカシタカフェというところで、場所は東八道路のコインランドリーのところで、整体院と喫茶店が主体となって、ボランティアの方にも御協力いただき、毎週火曜日の2時から3時半まで実施いたします。こちらのほうでも早々に認知症サポーター講座の依頼がありますので、支援をやってきてございます。

9番、生活支援体制事業につきましては、事業報告の記載量も、みなみは特に多く書かせていただいているんですが、関係機関の方や地域住民の方にも周知していただいた結果、業務量が増えたかと感じております。

継続した取組としては、道草市というところで、包括の周知、先ほどありました「みまもりあい」アプリを使ったかくれんぼを年4回実施いたしました。令和5年度にはなりますが、昨日10月28日にも道草市を実施いたしまして、包括周知、かくれんぼに加え、スマホの無料相談会を実施いたしました。

無料相談会に来た相談内容としては、文字の打ち方や、LINEの返信の仕方、公民館の場所取りの予約の仕方などで、協力いただいた講師の方に御対応いただきました。つながりとしては、コロナ禍で始めた地域のサロン連絡会、こちらが4団体から5団体に増えております。また、7の地域支援事業とも関わるのですけれども、町会さんから御要望いただいて、フレイル予防と通いの場の提案を実施いたしました。

また、東京都ホームタウンのプロジェクトではプロボノの事業で高齢者の金銭管理問題について検討。プロボノの検討会に参加していただいた住民の方と市と4包括で、昨年末にお金に関する困り事の朗読劇を実施いたしました。こちらで、みなみ包括の生活支援コーディネーターが台本を作成していただいたので、ちょっと活用させていただきました。おおむね好評ということで、令和5年度も新たに2つの台本を作成し、4圏域で、公民館で啓発資料として使っていきます。

10番の、医療と介護連携事業について。包括もMCSに参加することができておりますので、招待をいただく機会も増えております。引き続きMC

Sだけに限らず多様な方法で連携を取っていきたいと思います。

最後に、LINE公式アカウントについてになりますが、間もなく利用者さんが、先ほど177登録いただいておりますので、ぜひ皆様にも、まだ登録していない方がいらしたら登録していただいて、引き続き御意見等いただければ幸いです。

事業報告は以上となります。詳細につきましては、各項目を御参照ください。

以上です。

(委員長) では、収支報告へ移ってください。

(みなみ地域包括支援センター) 小金井みなみ地域包括支援センターの収支報告をさせていただきます。資料3の左下を御覧ください。

先ほどきた包括さんからもありましたように、1番から3番までは市の委託になります。1番のところ、令和3年から4年にかけてマイナスになっているところがあるんですが、こちらに関しては令和3年度に包括のOA機器入替があり、令和4年度はそれがなくなったということでマイナスになっています。

あと、4番から7番に関しましては、予防給付であったりケアマネジメントの件数が増えたりということで増額になっております。

支出のほうに行きまして、5番のその他支出、こちらは1番のところでありましたOA機器の入替によって支出した部分が大半を占めております。

こちらは以上です。

次の横長の表に関しましては、2枚目の上段になりますですが、こちらは支出を各事業の科目に案分した形で出させていただきます。詳細はこちらを御覧ください。

みなみ包括からは以上です。

(委員長) ありがとうございます。

では続いて、ひがし包括さん。

(ひがし地域包括支援センター) 小金井市ひがし地域包括支援センターの中丸です。よろしく願いいたします。

資料2の、ひがし包括支援センターの事業報告を御参照いただければと思います。

まず、職員の配置なんですけれども、常勤換算で7.3名となっておりますが、昨年度、産前産後の休暇に入る職員がありました関係で、実質は6.3名の体制で運営を行ってございました。常勤職員が5名、非常勤職員が1名、兼務の職員は0.5換算で運営を行ってございました。

時間的な関係で全ての業務を御説明できませんので、昨年度、特に力が入っていた3点の業務につきまして御説明をさせていただきます。

まず、2番の虐待防止・権利擁護について御説明をさせていただきます。昨年度、13件の虐待の相談がございました。令和3年度が9件でしたので、例年比1.6倍の増加率となっております。13件の受付件数のうち、内出血があったとか、少しあざがあったというような身体的な虐待、御家族がちょっと大きな声が出ているようだということの心理的な虐待、ちょっと十分な介護ができていないのではないかという、いわゆる介護放棄、ネグレクトという形で認定する件数が目立った状況でした。

通報いただくのは、基本的に地域のケアマネジャーさんやサービス事業者の方々からが13件のうち半数を超える状況となっております。高齢者虐待に至る背景といたしましては、やはり認知症に起因するものが多いように感じております。御家族から、まだまだできるんじゃないかですとか、こんなはずじゃないというようなところから、当事者の現状を受け止めきれずに手が出てしまっている、声を上げてしまっているような状況になっております。

虐待される方の多くは、配偶者、特に御主人であったり、同居している息子さんと認定する事案が多く感じております。ただ、手が上がる、声が上がるということが全て悪ではないのではと考えておまして、これまでの御夫婦の関係であったり、親子関係、特にお子様のほうからは、幼少時に自分も虐待に遭っていたというようなお言葉をいただくこともありますので、なかなか難しい状況ではあるのかと思われまます。また、介護者にも精神疾患を疑われる方がありますので、問題の複雑化、対応の長期間に至る状況が続いております。

ただ、令和4年度に13件の通報ではあったんですけれども、令和4年度以前から継続して関わっている方が15名おまして、令和4年度中には合計28名の虐待対応を行っている状況となっております。

先ほど、みなみ包括さんもおっしゃっていましたが、虐待の対応の中で、包括支援センターだけではなかなか対応できるものではない状況もございますし、各関係機関がいろんな情報をお持ちになっておりますので、その情報を集約していきながら、どうしたら解決に向かっていくのかと検討する会議の場がとても重要になっております。介護関係者だけではなく、医療機関の主治医の先生方にも入っていただきながら、解決に向けたきっかけを探りながら、解消に向けての対応を行っております。

次のページを御覧いただければと思います。8番の認知症総合事業について御説明させていただきます。

令和4年度は、私どものセンターで初めて小学校で認知症サポーター養成講座を行うことができましたので、その件につきまして御報告をさせていただきます。東小学校で行うことができたんですけれども、包括支援センターだけではなく、小学校の近くにごございます認知症対応型グループホームの職員の方、小金井市の職員の方、きた圏域の包括支援センターの方と一緒に開催させていただきました。

対象が小学生ということもありますので、クイズを交えたり、劇を交えながら、お子さんたちに分かりやすいような講座を行わせていただきました。3プラス102名の小学6年生の方に行っております。具体的には、認知症に戸惑う一場面を切り取る形で、担任の先生にその役に入っていただきながら、職員だけではなく、分かりやすい形での対応を行っております。

劇を行った後で、学生さんに向けて、あなたたちならばどんなふうにもこの場合に対応したらいいのかなという投げかけを行いながら、小学生さん同士で意見交換する場を設けました。

参加した方々に全てアンケートを取っているんですけども、とても興味深いアンケートのお言葉があったので、2点、ここで御紹介をさせていただきます。

1つ目は、「認知症ってよく聞くけれども、どういう対応をしたらいいのか、どんな症状があるのか、劇などを通じてよく分かったことがよかったです」という言葉がありました。

もう1点、「じいじやばあばが認知症になってしまって、一緒に過ごした時間を忘れられてしまうのはちょっと悲しい。だけど、悪くならないように、

否定しないで、傷つけないようにしていこうと思った。介護や福祉に少し興味があるので、ほかにもいろいろ知りたいなと思った」。6年生とは思えないようなお言葉をいただいております。

実際に対応した職員も、いろいろ一般向けに行っているんですけども、お子さんからの直の反応を見させてもらう中で、やっぱり子供たちに対する啓発というものもとても大事なんだなと感じておりました。なかなか東小学校で開催することができなかつたんですけども、民生委員さんや私どものセンターで行っている認知症カフェに来られている、東小学校に通わせている親御さんのほうに、ほかの圏域でやっている認知症サポーター養成講座、お子さん向けの講座を行っていたことが、もしかしたら功を奏したのかなと思うんですけども、昨年度、いい形で開催することができて、今年度も同じく東小学校で開催することができましたので、併せて御報告させていただきます。

もう一点、9番の生活支援体制整備事業を御覧いただきたいと思います。ちょっと、この資料に書き漏れてしまっているので口頭で御説明したいと思うんですけども、みなみ包括さんのほうでもお話がありましたとおり、お金に関する困り事に対する啓発事業について御報告させていただきます。

日々の総合相談のお話の中で、やっぱり高齢の方のお金に関する困り事が相談の中で上がってきておりましたので、市全体での取組課題として対応させていただきました。東京都のホームタウンプロジェクトというところに小金井市がエントリーしていただきまして、市民参加型の課題検討会を複数回計画、開催されました。その中で、元気なうちからお金に関する将来への対策の備えということについてケアすることが必要ではないかという御提案をいただきましたので、その下に企画を行っております。

検討会に参加した市民委員の方、私どもの地域にあるサロンの方ではあるんですけども、ぜひ、サロンの中で話し合った中のことを説明してもらいたいというお話がありました。どうしたら分かりやすく説明できるのかということ、生活支援コーディネーター、市の方々と検討いただきまして、朗読劇という形で掲載することが、もしかしたら一番分かりやすいのではないかと考えて対応させていただきました。実際にサロンの主催者の方も早めに加わっていただいたことで、地域が身近に感じられまして、ぜひまた考

えてみたいと思いますとか、家族とも相談してみたいと思いますというような前向きな発言をいただくことができました。

こういった啓発を重ねていくことで、当事者が解決できることを解決していただきながら、包括として専門的に絡むところを関わっていきたいなと思っております。

ほかの事業に関しましては、資料を御覧いただければと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(委員長) ありがとうございました。

では次、経理のほうですかね。お願いします。

(ひがし地域包括支援センター) ありがとうございます。小金井ひがし地域包括支援センターの運営をさせていただいております、社会福祉法人東京聖労院の榎本でございます。いつもありがとうございます。

御説明をさせていただきます資料3のところと、あとは横長のA3のところですね。既に2包括さんから御説明がありましたけれども、上の3つ、1から3については市からの委託という形になっておりまして、1のところの増減については、きた包括さんでもございましたけれども輪番制の部分がありますので、その部分が、令和4年度についてはひがしについてきたという形でございます。

4から7についても、既にそれぞれのお話のとおりでございまして、予防プランのところ、また総合ケアマネジメントのところ、増という形になってはおりますけれども、やはりこのあたり、業務のほうにも大きな影響が出ている状況でございまして、単純に収入が増えてよかったねということにはならないのかなということでございます。

支出については、こちらもその他の支出のところ令和4年度は大きくなっておりますけれども、施設の中全体で法人としてシステムの入替えをいたしましたので、そのときに包括のほうではシステムを変えていないんですけども、OA機器の関係でございまして、このようになってございます。

簡単でございますけれども、ひがし包括は以上でございます。

(委員長) ありがとうございました。

それでは最後に、にし包括さん、お願いします。

(にし地域包括支援センター) にし地域包括支援センターから説明いたしま

す。どうぞよろしくお願いたします。

私のほうからは、机上にお配りしました追加の令和4年度事業報告追加資料というものをちょっとお手元に御用意いただき、かつ、資料2の一番最後、地域包括支援センターの事業報告のところと併せて御覧いただければと思います。

それでは、御説明に移りたいと思います。令和4年度、ここの報告にありますが、事業の主な1、2、3のところ、1つの事例といいますか、令和4年度にかなり深く関わったケースから、事業実績にはこのように書いてありますけれども、実際に総合相談がどういうものなのかというところで御理解いただきやすいようにと思い、資料を追加で用意させていただきました。

まず、認知症のお兄様のA男さんという方と、知的障害のあるB子さんのごきょうだいの支援からという形になります。この方に関しては、数年前に民生委員さんからB子さんについての御相談がありました。ちょっと身なりが汚くて、ちょっと気になる方だわということ。その後、包括のほうで実態把握をし、いろいろと支援をさせていただき、Bさんに要介護認定がつかまりましたので、ケアマネジャーさんを御紹介させていただきました。その後、デイサービスをお使いになっていたということでした。

このごきょうだいは、2人とも独身で、お二人暮らしたたんですけれども、ほかにごきょうだいとか、姪御さんとか、甥御さんとかがいらっしゃるんですけれども、疎遠だというふうに伺っていました。

数年経って、令和4年度のことです。Bさんのほうが、ケアマネジャーさんから包括に相談がありまして、ずっとBさんがデイサービスのことを学校、学校と言って、すごく楽しく通っていたようなんですけれども、ちょっとここ数日で様子が変わって、デイサービスでも興奮したり、ちょっと徘徊もされるようになって、パトカーで送り届けてもらうことも出てきたんですということと、あと、一番大変だったのが、一晩中、Bさんがお風呂場でシャワーの冷たい水を出したり止めたりしていたんですけども、お兄様のA男さんは全然ノータッチで何も関わってくれなくてということで、ケアマネジャーさんから包括に御相談がありました。

こういった御相談は、3番目の包括的・継続的ケアマネジメントというところでカウントをするのですが、そうなったときに医療機関との連携をし

して、B子さんに関して医療機関が精神科病院への入院手配をしてくださいました。で、B子さんに関してケアマネさんと包括では緊急ショートステイというものを御利用いただけるようにいろいろ調整し、実際にショートステイをお使いいただきましたが、途中で、これはコロナの時期で、B子さんが発熱されてしまい、どうしてもショートステイを中止しなければいけない状況になってしましまして、結局、救急車でということになったんですけれども、B子さんは救急搬送されました。

その後、入院になりましたけども、そのときもやっぱりA男さんがお一人ではちょっといろいろ対応が難しかったので、ケアマネジャーさんと、もちろんA男さんもですけど、包括も一緒に入院の支援をさせていただき、20時過ぎといたしますか、21時近くまで支援をしたということがありました。

そのとき、B子さんは入院されて、お兄様のA男さんはタクシーで帰宅されたんですが、そのタクシーは私たちが配車、手配したんですが、A男さんがタクシーに乗って、自宅近くになってきてから、あっちに曲がったほうが早いとか、こっちに行つてというふうにおっしゃったので、私たちが事前に伝えていた住所にはなかなか到着できず、15分ぐらい余計に時間がかかったんだということで、タクシー会社からそういった御連絡がありました。こういったことも総合相談ということで、いろいろな関係機関と連携しているということになります。

この間のA男さんの御様子を見ていても、やはり認知症が疑わしいということでありましたので、包括が積極的に介入していこうということになり、認知症の診断を受けていただくためとか、介護保険の申請など、全て、いろいろと御支援させていただきました。

また、B子さんも精神科の病院に入院されましたけれども、いろいろ入院に伴う手続だとか、カンファレンスの出席など、やはりA男さんお一人では難しいので、その都度、包括も同席させていただいたり、支援を続けていきました。

その後、A男さんが独居になられましたので、今度は近所のゆうちょ銀行からよく包括に連絡がありまして、暗証番号が間違っていたり、窓口でお金を下ろそうと思って通帳を持ってきても、銀行印じゃないものを持ってきたりということで、なかなかお金が下ろせない状態が続いていると金融機関か

ら御相談があり、総合相談としています。

この状態をずっと続けるわけにはいかないのです、小金井市の権利擁護センターさんと連携して、成年後見の申立を御支援させていただきました。これは2番の項目に当たります。

このとき、身寄りのない方でしたので、首長申立、市長申立ということで、いろいろ手続をさせていただきました、承認まで8か月かかりました。というのも、途中で後見人候補者の方の御都合が悪くなられて辞退されたりと余計に時間がかかりましたので、その間もずっと、権利擁護センターと協働して支援させていただきました。

このA男さんは、やはり足腰お元気なので、よく徘徊されていまして、そのたびに警察から包括に電話がかかってくる、徘徊先で緊急搬送されたりということで、いろいろとその都度対応させていただきました。

そうこうするうち、やはり……、ごめんなさい、裏面になるんですけども、もともと連携しているゆうちょ銀行さんのほうから、御本人にとっても覚えのないような高額の引き出しがあるということで、これまた包括に連絡が入りまして、御本人の権利を守らなければいけないので、このときは包括で御本人と一緒に、包括としては通報のお手伝いをさせていただいて、生活安全課とか防犯課の方と協働させていただきました。

A男さんには唯一、お友達がお一人いらしたんですけども、その方からもよく包括に電話があって、御本人が食べるものがないと言っているとかということで、自分としても辛いから、何とかしてあげてほしいということ、よくお友達から包括に電話されてきていましたので、その都度こちらで御支援させていただいております。

令和4年度中にA男さんの介護認定もつきましたので、ケアマネジャーさんを御紹介して、デイサービスとかヘルパーの導入を行っております。こういったことはケアマネジメント支援になっております。

今、A男さんはとても楽しく生活をされていて、後見人さんもついていらっしゃるし、デイサービスにお休みの日であっても行きたがられるみたいで、歩いて日曜日にデイサービスに行ったりされているようです。ということで、長きにわたり支援をさせていただきましたけど、結果よかったかなというふうに感じております。

あと、A男さん自身は要介護になったんですけれども、もしもこの方が要支援1とか2だった場合は、訪問看護とか福祉用具のレンタル、デイケアとかをお使いになると5番の介護予防支援にカウントさせていただきます。令和4年度に関しては、1,244件のプラン作成件数でした。

もしも、A男さんがヘルパーさんにデイサービスだけだとさきほど話にもありましたけど、総合事業ということになりますので、6番の介護予防ケアマネジメントということでカウントしました。令和4年度は1,170件のプラン作成件数でした。

あとちょっと補足で、読んでいただければいいんですけれども、11番のところを少し御紹介させていただきます。

地域ケア会議になります。にし圏域では個別の地域ケア会議を2回開催しておりますけれども、認知症のお母さまと障害のある娘さんの世帯を地域で支えることを目的に個別の地域ケア会議を開催しております。出席の方は地域住民の方や民生委員さん、それから当然包括もですけれども、社協にあります地域福祉コーディネーターさんと協働して、課題を出して、整理して、そしてみんなで共有して、この方たちにとってどんな支援が必要かということで、結果的に娘さんに……、ちょっとこれは書いてないんですけど、娘さんに対しての、精神疾患の方がお使いになれるようなデイサービスとか、通いの場みたいなどの発掘をして活用していただくような方向性を出したというところで終わりました。

あとの項目については、事業実績をお読みいただければと思います。

私からの事業報告は以上となります。ありがとうございました。

(にし地域包括支援センター) 続きまして、収支報告をさせていただきたいと思います。私、受託をしています小金井市社会福祉協議会の室岡と申します。よろしく願いいたします。

資料3の右下になります。収入の3につきましては受託収入でございますけれども、前年同様の額でございました。4番と6番の予防給付プランの収入、介護予防ケアマネジメントの収入につきましては、やはりほかの包括さんと同様に若干増えてきているような状況が見えております。委託になかなか出せなくなっているところの一つでございますのと、あと、やはり収入が増えたからといって、先ほどひがし包括の榎本さんもおっしゃっておられ

ましたけれども、増えたからうれしいというわけではなくて、やはりしてきているなというところは否めないのかなと思っておるところでございます。

それから、8番のところ補助金収入というのがございまして、私ども社会福祉協議会は建物を持っておりませんので、その分の家賃補助を市のほうからいただいているというところの収入でございます。

それから、支出のところでございます。人件費につきましては、正職1名、常勤職員が4名、非常勤1名の6名体制でさせていただいております。

それから、事務費のところもかなり多くなっているんですが、この部分につきましては、大半が、私どものOA機器の入替えをさせていただいたところ非常に、物価高もあるのかもしませんが若干高くなるということもございまして、あとは包括の経費の管理ソフトであるワイズマンというのがございまして、やはりその辺の計上は非常に高いソフトになっているというところで、このように高額になっているという状況でございます。

それから、維持管理費につきましては、先ほどの家賃の分がかかっているというところで大きな額になっているというところで、あと、その他の支出につきましては、これは包括の会計から本部のほうへ繰り出しをさせていただいている額でございますので、社会福祉協議会、会費と寄付金で成り立っている団体でございまして、なかなか収入源というのが少ないというところで繰り出しをさせて、事業運営をさせていただいているというところでございます。

以上、簡単でございますが御報告でございます。

ありがとうございました。

(委員長)なかなか事業が多岐にわたっていて理解するのが大変なんです、これまでの4包括の御発表に対して御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。

前回の会議で指摘があった経理のところ、1番を見てもらいたいですけど、委託収入だったんですね、全部が。それがちゃんと受託収入に直っているというところでしたが、包括の方々からすると委託しているというふう読み直しちゃう方が結構多かったんですね。今後気をつけてください。包括のほうから見ると受託ということですね。

ほか何かございますか。

最後の、久野さんの発表、大分詳細にわたっていらっしゃいましたけども、どこが何に当たるかということが分かって、なかなか面白い試みだったなと思います。力作ですね。もうちょっと短くしてくれるとよかったです。

ほか何かございますか。

正直、なかなか何を質問していいか分からないというところが皆さんの気持ちじゃないかと思いますが、この中で、介護予防支援給付プランと増えているのは、ケアマネジメント収入というのがどこの包括さんも増えているということで、これ、委託先がなかなかできない状況にあるということなんですけど、それはケアマネさんの数が足りてないということですかね。委託する場合は、普通の介護事務所というか、そういうところのケアマネさんに委託するわけですよ。その数がやっぱり増えないというようなことがあるでしょうか。

榎本さん、どうですか。

(ひがし地域包括支援センター)今、委員長と目があってしまいましたので、では、御指名なので。東京聖労院の榎本でございます。

私どもで統計を取っているわけではないのであれですけども、市のほうから、市内の事業所の推移については毎月、これは包括だけじゃなくて、お知らせをいただくわけなんですけれども、やはり居宅の事業所さんの数だけではなくて、実際に担当をされるケアマネさんの数、やはりそちらのほうが減っているということと、もちろん認定をお受けになれる方が増えていらっしゃるというふうなところであって、包括に来た最初の御相談を外になかなか出せないというふうなことが大きく続いておりまして、そもそも人員という意味で、こちらで想定しているものよりもかなり多い状態になってしまっている。包括は来た御相談についてはしっかり対応させていただくというのがお仕事になるんですけども、その中から、仕事がどんどん積み上がっていつてしまっているような状況になっておりまして、地域のケアマネさんにプランのところはお願いができたという形の設計に本来はなっているはずなんですけど、役割に限らずということだと思いますが、ケアマネさんの成り手も、今、残念ながら減ってしまっている状況になっておりますので、なかなか難しいかじ取りになっているのかなというのは御質問のとおりかと

思います。

以上です。

(委員長) ありがとうございます。やっぱり介護人材の枯渇ということは大きな問題になっていて、今後どうしていくか国レベルで考えてもらわなきゃいけないと思って、ここまでいっちゃうとしようがないので、ある資源を有効に使っていくようにやっていただきたいと思いますし、事業費もどんどん増えていくのはしょうがないことですよね。

高齢者の数が増えていきますし、要介護者もどんどん増えていくということで、今後ますます包括支援センターの仕事は増えていく、減っていくことはないのも、ある意味成長産業ですけど、頑張っていたきたいと思います。

ほか何かございますか。

高橋さん、どうぞ。

(高橋(信)委員) 高橋です。こちらの報告書を拝見していますと、高齢化率、本当にすごいんだなということと、あと、問題の複雑化というか、複合化というのが、もう私もこの報告書を何回も見せていただいていますけども、見るたびに大変になってきているなというのはすごく、皆様の報告書で感じます。本当に日々の業務、お疲れさまでございます。お礼申し上げます。

それで、この内容のところに、これはあんまり市民が見ることはないのかもしれないんですけども、生活支援Cって何だろうと思ったら、後のほうでコーディネーターと出てきて、あ、そういうことかとか、もう少し言葉を短縮しないで書いていただくと分かりやすいかなと。全部読んで、あ、こういうことかというのが分かりますので補足していただきたいのと、あと、J K K、住まいるアシスタントですかね、こちら、どういうことをしていращやるのか、ちょっと教えていただけますか。

(にし地域包括支援センター) にし包括、福田です。

うちの圏域は、東京住宅さんというところがあるんですけども、そこが、いわゆる公団と、東京都との合体したような住宅で、いわゆる大家さんというのがJ K Kさんというところになるんですね。例えば、みなみさんの貫井団地さんも本町住宅さんと同じような住宅で、いわゆるJ K Kさん住宅と私たち通称言っているんですけども、J K Kさんのところでも、やはり都内の、都内はいっぱい、400ぐらいの同じような団地、本町住宅とか貫井団

地みたいな住宅を抱えていらっしゃるようで、J K Kさんのほうで。その住宅も、やっぱり皆さん高齢化してこられていて、高齢化に伴い、どうしても認知症の方だとか、閉じ籠もりの方たちが増えてきているということは、J K Kさんの中でも大きな課題ということで、去年、令和3年度かな、J K Kさんの中で、「ス」というのは「住む」ですけど、住まいるアシスタントということで、4人か5人ぐらいの別の職員の方を雇われたらしくて、その住まいるアシスタントの方たちが都内全域のJ K Kさんの集会所とかに出向いていかれて、高齢者の閉じ籠もり予防を支援するというような活動をしてくださっています。

少しモデル的にいうんでしょうか、本町住宅さんのほうに結構出向いてくださっていて、この住まいるアシスタントさんと一緒に、二、三人来てくださるんですけど、うちの生活支援コーディネーターと一緒に本町住宅さんの集会所に行って、高齢者の方たちを集めて、ちょっと面白いイベントとかを考えて、この間はボッチャを保育園児と一緒にやったりしたんですけども、そんな企画をして、少しでも閉じ籠もり防止になるような、いろんなイベントを考え、その中で住まいるアシスタントさんたちが協力してくださっているというところで、令和4年度はそういったことを始めましたという報告でここに上げさせていただきました。

以上です。

(委員長) よろしいですか。ほかに何かございますか。

(高橋(信)委員) いいですか。すいません、もう一点。

(委員長) はい、どうぞ。

(高橋(信)委員) 高橋です。今回、東小で認知症の講座とかをやられているということですのですごくいい取組だと思うんですけども、私、P T Aをやっていたときに、P T Aで何のイベントをするかというのをすごくみんないつも困るんですね。P T Aのイベントのときに、やはり認知症などもやっていただけると非常にありがたいなと思っているんですけども、そういう広がりというのはありそうですか。

(ひがし地域包括支援センター) ひがし包括の高橋です。

昨年度は、東小学校、行っているんですが、これまでもほかの小学校のほうでいろいろな取組を行っているところがございます。北さんですとか、西

さん、ほかでもいろいろ行っているかなと思いますので、なかなか学校とかの関係があるので、市と教育委員会のほうで連携を取りながらになっていくと思いますが、お子さんに向けて引き続きできるということであれば、すごくいい取組じゃないかなと、今回の事業をやって感じたところでございます。

(高橋(信)委員) 今度は親御さんのほうにも浸透していけるようなイベントができるといいなと思いましたのでぜひ御検討ください。

(ひがし地域包括支援センター) ありがとうございます。

(委員長) ほかはよろしいですかね。先ほどの高橋さんの言葉の問題、難しいところですね。

(高橋(信)委員) 難しい。

(委員長) 介護は介護、福祉は福祉といいますか、何か言葉遣いがあるようで、なかなか分かりにくいですよ。そういった医療と介護についても、かなり言葉が違うので、そこを統一させていこうという事業じゃないと、学問もそこに行っているようですので、だんだん解消されるかなと思います。期待したいと思います。

例えば、介護予防事業、総合支援事業とか、そういったろんなくくりもあって、先日フレイル予防の講演会を僕はサロンでやったんですけど、そのときも皆さん狐につままれたような顔をしていて、一体これは何じゃろうなということで、最後は地域包括支援センターへ行ってくださいというふうに締めたんですが、皆さん通訳の職務も持っていると思っていただきたいと思っています。

それでは、次に行きたいと思います。

議題の2、令和6年度制度改正について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

(介護福祉課主査) 事務局、濱松です。

先ほど来、御議論に上がって包括支援センターの作成する介護予防プランに関係して、そちらの業務負担の軽減に関連する国の制度改正がございましたので、本協議会でも委員の皆様にご説明をさせていただきます。

先ほどからセンターの報告にありますとおり、年々、業務量が増加傾向というのが続いてございます。こちらは小金井市だけではなくて全国的な傾向であるというのは間違いのない状況でございます。こちらに対応するために、

国のほうは法案改正を行いまして、今、資料4の1ページをおめくりいただいて、厚生労働省介護保険担当課長会議の資料になるんですけども、全世代対応型と書いてあるページを御覧いただければと思います。

報道等で御存じの方もいらっしゃるかもしれないんですけども、5月12日にこちらに記載されている全世代対応型の一部を改正する法律というのが成立いたしまして、5月19日に既に公表されております。

改正法の内容につきましては、こちらに書いてあるとおり、1から4番、こども、高齢者、医療保険、医療・介護に関する改正が行われておりまして、それぞれに関連する法律が一括で改正されるというような形になっております。

このうち、4番のほうに、医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化のところ介護保険法が該当してございます。地域包括支援センターは介護保険法に基づき設置されている機関でございますので、この一番下の部分に、地域包括支援センターの体制整備等として内容が記載されております。

今、申し上げたのが、このページの一番下の部分でございます。4番のところ今申し上げたような介護保険の改正の内容の説明として、5点のうち、一番下として、包括の体制整備をしますというのが記載されております。これについて、さらに具体的に記載されているのが、1ページおめくりいただくと、その点について具体的な記載の資料がございました。

具体的には、地域包括支援センターが負担と感じている業務のうち、総合相談支援業務と指定介護予防支援事業について、居宅介護支援事業所、いわゆるケアマネ事業所が包括支援センターを介さずに、業務として直接実施が可能となるよう制度を改正したという説明になっております。この記載内容だけであると何のことか分かりにくいので、さらに下図において地域包括支援センターの業務内容と改正内容が業務に対してそれぞれ記載されております。

改めての説明となってしまうんですけども、地域包括支援センターの業務は、先ほど皆様から御報告があったとおり、基幹事業の3事業として、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメントの3業務と、あと介護保険法の事業所として指定を受けて実施している介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの1事業、大きく分けるとこの4事業でございます。

す。このうち吹き出しがついている2事業についてケアマネ事業所で直接できるようにするんだといった内容が書いてございます。

この2点のうち、総合相談の委託については、現時点では不透明な部分はまだ多いので、今後、詳細が国から周知されてから、市として具体的にどのような対応を取っていくか検討する必要があると考えておりますので、本日の介護予防支援の部分に絞って御説明申し上げます。

この介護予防支援、介護予防ケアマネジメント業務ですが、簡単に申し上げると、要支援1・2と認定された方全員のケアプランを地域包括支援センターが作成するといったものになります。ケアプランの作成を対象者1人につき1回作成すればよいというものではございませんで、1年に一度は必ず見直さなければなりませんし、心身状況が、要支援1・2の間で変わればその状況に応じて作成し直さなければならぬというものになっております。介護予防支援の作成状況につきましては、一番最初のページにお戻りいただくと、10年前と直近3年間の状況をまとめた表にしてお示ししてございます。

この表のうち、一番左の第1号被保険者数というのは65歳以上の介護保険の被保険者数でございますので、おおむね市内の高齢者人口ということになります。その隣、認定状況は、当該年度の認定審査会で要支援1・2と判定された方の人数です。こちらのほうは更新の申請とかを含んだ数となっております。その隣、認定者数は、当該年度中に要支援1・2と認定されている方の数です。この認定者数を見ていただくと、特に一番下の2段、令和3年度と4年度にかけては、全体の認定者数が5,506人から5,625人と120名程度増加しております。これは市内で要介護認定を受けている方が5,625人いらっしゃるという状況でございます。120人増えているんですけども、要支援1・2のほうを御覧いただくと、1,660人から1,790人とおおむね130人ぐらい増えていて、要介護認定を受けている方の増加分がほとんど要支援1の方であるということがこの表からもお分かりいただけるかなと思っております。このように要支援1の方が増加して介護サービスを使うようになると、一番右の地域包括支援センターが作成しなければならないプラン作成数がどんどん増えていくといった状況が生じてまいります。

こちらのほうは、先ほど4包括の方が皆さんおっしゃっていたとおり、年々プランの作成数が増えていて、収入は増えるんだけども労力も増えてくるのでいいことばかりではないというのが、こちらの表からもうかがえるかなと思います。

現在の制度では、申しあげましたとおり、要支援1の方のケアプランは、地域包括支援センターが全て作成することとなっていますが、ケアマネ事業所に委託することも認められております。ただし、この場合においても、ケアプランの作成事務自体は軽減されるものの、委託契約に係る事務も生じてまいりますので、純然たる業務負担の軽減とはならず、また、受託するケアマネ事業所側としても、プランを立てることは同じなんですけれども、報酬が9割しか受け取れず、残りの1割は包括支援センターが受け取るという仕組みになっているため、双方にとってデメリットがあるような状況でございます。

この状況を改善するため法改正がございまして、現在は包括支援センターのみがプランを立てていいよという指定を受けられるところも、ケアマネ事業所も指定を受けられるようにするというのが主な改正内容となります。ただし、御覧いただいている表上の右下、現在、令和4年度でプラン作成数が1万3,293件ございますが、こちらが全てケアマネ事業所と契約できるようになるわけではなくて、今回求められるのは介護予防支援の7,699件の部分のみです。

こちらは先ほどから分かりにくいとの御指摘をいただいているんですけども、総合事業というヘルパーとデイサービスだけ使う方を対象としたプランが介護予防ケアマネジメント、それ以外のサービス、訪問看護ですとか、福祉用具を使う方に対して立てるプランが介護予防支援というプランになるんですけども、このうち、介護予防支援のほうだけはケアマネが直接指定を受けて、プランを作成してもいいですよというような制度改正になってございます。

現在の国からのアナウンスの印象といたしましては、劇的に業務負担が改善するものではありませんし、比較するケアマネ事業所側にもそれほど余力があるとも我々としても思っておりませんが、双方にとってメリットがあると考えておりますので、今後国の動向を確認しながらケアマネ事業者への説

明等も含めて丁寧に進めてまいりたいと考えております。

後ろの資料につきましては、さらに詳細に示したことになっておりますので御確認いただければと思います。

事務局からの説明は以上です。

(委員長) ありがとうございます。分かったような、分からないような話でしたが、皆様何か御質問ございませんでしょうか。要支援1・2で介護用具と何だっけ、何かを使う人はケアマネに直接行ってもいいと。

(介護福祉課主査) 濱松です。介護予防支援とあって、デイサービスとヘルパーのみのサービスではないかなと。これ以外にも、訪問看護であるとか、福祉用具の利用をされる方が、介護予防支援というほうに分けられるんですけども、このうち介護予防支援の作成だけは直接ケアマネ事業所に行ってもいいですよというような内容だったわけです。

いかがでしょうか。

(貞包委員) 1つ質問よろしいですか。

(委員長) 貞包さん、どうぞ。

(貞包委員) このプランというのは、誰かを認定したら、一度認定すると、時間がたって、状態が変わりましたねという状態、当然見直すんだと思いますが、その引き金を引くのは誰になるんですか。

(介護福祉課主査) 濱松です。事務的には必ず1年に一度は見直さなければならぬルールがありますのと、あとはその方が、例えば、体の状態の変化によって違うサービスを使いたいであるとか、そういったものは本人との相談によって新たなプランを作成するという形になるので、誰が引き金を引くかという形になれば、現状であれば御本人から申出というのが一番多いかというふうに思います。

(貞包委員) それでは、ここに書いてある数字というのは、毎年毎年見るという数字？

(介護福祉課主査) 新しく認定されて、初めてサービスを使う方もいらっしゃいますし、更新、1年に一度のタイミングでつくっている方もいらっしゃいます。

(貞包委員) そうすると、大部分は更新ですね。

(介護福祉課主査) そうですね。

(貞包委員) 7割ぐらいいは。

(介護福祉課主査) そうですね。七、八割は更新になると思います。

(貞包委員) 分かりました。

(委員長) ほかは何か。これ、認定状況と認定者数というのはどう違うんですか。

(介護福祉課主査) 濱松です。認定状況は、その年に要支援1・2に認定された方の数です。認定者数は、当該年度、要支援1・2と認定されている方の数です。

(委員長) ん? そっか、2年とか3年とか。

(介護福祉課主査) そうです。認定期間が、今、3年とかいらっしゃいますけれども、原則2年とすれば、1年間は何もしない方も、認定状況のほうに含まれない方が出てきますので、実認定者数よりは認定状況の方の人数のほうが少ないという形になります。

(委員長) なるほど。そうすると、ほとんどは新しく認定された人ということ。新しくというか、更新かもしれないけども、2年、3年と来ている人はやっぱり少ないということですね。

(介護福祉課主査) そうですね。

(委員長) だんだん分かってきたけど、だんだん分からなくなる。これで本当に軽減されるんですか。ちょっと皆さん苦笑していますね。

その振り分けというか、この方は介護予防事業のプランだけど、ケアマネさんをお願いするという、どのケアマネさんに頼むとかいう、そういった振り分けというのはどうするんですか。

(介護福祉課主査) 濱松です。その辺りの事務的な詳細は今後詰める形になると思いますけれども、ただ、恐らく直接、今の要介護1から要介護5に認定された方は、直接御自身でケアマネ事業所を探していただく形になりますので、恐らく同じような形になるかなと思っております。その前段階で、要支援1・2と認定された方に対して、今までのとおり、一度包括支援センターにアプローチをするのか、それとも直接居宅介護支援事業者のほうに相談に行けるようにするのかというのは、これからもう少し細部を詰めていきたいなと考えています。でも、なかなか自分で探すというのは、現状、要介護の方々は……。

どうぞ、横須賀さん。

(横須賀委員) 横須賀です。私も母が認定されて、自分でケアマネを探しなさいって言われたとき物すごく戸惑ったんですね。そして、包括支援センターのほうに行ったときも御自分でって言われて、そして、どうしたものかというのがすごい困ったんです。それでも自分で探さなくちゃいけないというので、近くのところに行って相談したらいっぱいだからこっちに行ってくださいって言ってあれしたんですけど、やっぱりそのところで導入され、私は母ので、動けるからよかったんですけど、動けない家族の方、御本人とか、あと、見ていらっしゃる方が老老介護の方というやっぱりすごく大変だと思うんですね。だから、そのところはやっぱり取っかかりというんですか、いろいろ窓口はいっぱいあるって市のほうではおっしゃるんですけども、まだまだお年寄りにとってはスタートするあれは難しいんじゃないかなと思います。

あと、ここで包括支援のセンターの方たちがどんなに大変かというのがすごく分かりましたので、市の方、包括支援センターの方のフォローをよろしくをお願いします。

(委員長) はい、どうぞ、貞包さん。

(貞包委員) ケアプランをつくるケアマネジャーさんですか、仕事を抱えますね。そうすると、かなり件数があると。ある一定を超しちゃうと、何となくやりたくないような原因があるというふうな話ってあるんです？

(介護福祉課主査) 濱松です。まず、ケアマネジャーさんが持てるケアプランの作成数というのが法律で決められておりますので、まず上限があります。物理的にその上限に達しているケアマネジャーさんは受託が難しいというような形になると思います。

あと、機械的な数字ではなくて、例えばたくさん難しいケースを抱えているケアマネジャーさんとかは、上限に達していなくても業務負担的に受託がしにくいという状況はあると思います。

(貞包委員) 分かりました。

(委員長) いろいろ難しい問題がありますね。どのケアマネに頼みに行ったというリストをもらっても、駄目な人がどの人かって、何かそういうのを教えてくれないと困っちゃいますよね。副次的というか、現状をすぐ把握でき

るようなアプリなりソフトなりがあると一番いいんですけどね。そういったことも考えていただければと思います。これは市のほうの仕事。

ほかに何かございますか。

どうぞ。

(高橋(信)委員) 高橋です。ケアマネジャーさんも、医療にすごく詳しいケアマネジャーさんと、薬関係に詳しい方とか、福祉に詳しい方とか、いろんな方がいらっしゃるので、例えば、私も母が末期がんで介護したときに、やはり医療の詳しいケアマネさんに頼みました。どの分野に強いケアマネさんかというのをやはり知りたい部分もあって、父のときはケアマネさんに頼んだら、薬関係の方で、医療のことはあまり御存じない方だったので、うーんというところでちょっと代えていただいたりということもあったので、やはりそこら辺も頼むほうとしては情報を知りたいと思っております。

(委員長) そうですね。訪問看護ステーションなんかは、そういった動きがあるんですね。どういう領域に強い、我々が強いという特徴を、小金井市介護事業者連絡会のホームページみたいなところに上げていきたいと思います。できたのかどうか知らないんですけど、医師会なんかでも在宅医療をやっている人、どの領域できるというようなリストは出していますし、ケアマネさんにもそういうリストがあってもいいかなと思うんですけど、それをここで話すのがあれかどうかちょっと分からないんですけど、市の方に要望してみましよう。

(高橋(信)委員) はい、要望としてお願いします。

(委員長) よろしくお願いします。

それでは、ほか、よろしいですね。

ありがとうございました。

そのほか、これで今日の議題は終わりでよろしいですか。次回の開催等を教えてください。お願いします。

(包括支援係長) 包括支援係長です。

最後に、3点御案内いたします。

1点目は、次回、第2回の開催日程ですが、令和6年3月を予定しております。日程が決まりましたら別途御案内をいたしますのでお願いいたします。

2点目です。本日皆様の机の上に、令和5年度お元気サミット・介護みらい

フェスのチラシを置かせていただきました。来週、11月8・9日に地域包括ケアシステムの取組を紹介する催しを宮地楽器ホールで行います。新型コロナウイルスが5類感染症に移行して、内容も少しずつコロナ前の賑やかさを取り戻しつつあるものになっております。先ほど各包括の事業報告にもありました生活支援のところで、お金の管理に関する市民参加による朗読劇も行いますので、ぜひお越しいただければと思います。また、御友人や御家族の方、近所方等にも御紹介いただけますと幸いです。

3点目に、同じく机上に保険証入れを配付させていただきました。この保険証入れは、市民の方に地域包括支援センターのことを知っていただくために市民の方がよく使うものである保険証入れを用意して、様々な機会を通じて配布しております。また、今回、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得まして、医療機関や薬局等にも置かせていただく予定となりました。齋藤委員長、平田委員にはいろいろとお気遣いいただき、御了承いただけたということですので、ここで感謝を申し上げます。ありがとうございます。

事務局からのお知らせは、以上になります。

(委員長) ありがとうございます。お元気サミット・介護みらいフェスについて、何かキッチンカーみたいなのが来るんですって？

(包括支援係長) はい。8日のみにはなるんですが、こちらにも書かせていただきます、10時から16時でフェスティバルコートにキッチンカーが来る予定となっております。

(委員長) おいしいものが出るようです。この何入れっていうの？ 保険証……。

(包括支援係長) 保険証入れ。介護保険証等も入れていただける。

(委員長) お薬手帳も入れるの？

(包括支援係長) 入れるかなとは思いますが。

(委員長) ちょうどサイズ的には入れられる。

(包括支援係長) あまり厚くなければ。

(委員長) あと血压ノートとかも入るでしょう。なかなかいろんな用途があって、包括に連絡したいというときにすぐ見れるので大変いいアイデアかなと思います。ぜひ診療所にたくさん置いて、みんなに配りたいと思います。ね、平田先生。

(平田委員) そうですね。

(委員長) ありがとうございます。

以上でよろしいですか。何か最後に、これだけは言い残したいということがございましたら。大丈夫ですか。

今日は大変長い時間お疲れさまでした。本年度の小金井市介護保険運営協議会第1回地域包括支援センターの運営に関する専門委員会を終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

閉 会 午前11時35分